

(財)自治体国際化協会ロンドン事務所マンスリートピック(2011年7月)

【「コミュニティ予算」の実施地域を拡大】英国

背景

前労働党政権は、政権末期の2009年7月より、イングランド内の13の自治体で、「トータル・プレイス(Total Place)」と呼ばれるプログラムを試験的に実施した。「トータル・プレイス」とは、地域に投入される公共支出の総額、それら資金の流れ、使途などを調べ、支出の重複・無駄を避けたより効率的な公的資金の使い方を見極めることを目的としたプログラムであった。

2010年5月に誕生した保守党と自由民主党の連立政権は、政権発足後間もなく、同プログラムを事実上、廃止した。しかし連立政権は、同年10月に発表した「2010年支出見直し(Spending Review 2010)」の中で、「トータル・プレイス」の概念の一部を継承した「コミュニティ予算(Community Budgets)」と呼ばれるプログラムを実施することを明らかにした。「コミュニティ予算」とは、地域に投入される公共支出をプールし、これを使って、地域の公共組織及びそのパートナー組織が、様々な分野の問題により効率的に取り組むという仕組みである。「2010年支出見直し」では、麻薬や飲酒、家庭内暴力など様々な問題を抱え、自治体の福祉サービスなどに多大な財政的負担を強いる家庭への対処を目的に、2011年4月より、イングランド内の16の地域で、「コミュニティ予算」が試験的に実施されることが明らかにされた。

「コミュニティ予算」が試験的に実施される16の地域は、2011年3月に最終決定された。16カ所のうち2カ所では、複数の自治体が共同で「コミュニティ予算」を実施する。残り14カ所では、単一の自治体のみが実施する。

なお、「コミュニティ予算」は、コミュニティ・地方自治省が2011年3月に実施を発表したイングランドの地方自治体財政に関する見直し作業のテーマになっている。同見直し作業は、二段階に分かれて実施されており、第一段階は、ビジネス・レイトの再地方税化について検討し、2011年7月にその結果が発表された。第二段階は、現在実施中である。

コミュニティ予算の実施地域拡大

ニック・クレグ副首相は2011年6月、「コミュニティ予算」の実施地域をイングランド全土に拡大する方針を明らかにした。今年中に50地域が、2012年には更に60地域が実施地域に追加され、前述の16地域と同様、問題を抱える家庭への対処に「コミュニティ予算」を利用する。なお、これより先の2010年12月、デービッド・キャメロン首相は、特に深刻な問題を抱えている家庭を支援し、2015年に現在の国会会期が終了するまでに、

一定の成果を上げることを目指すとの方針を明らかにしている。

「コミュニティ予算」の対象となる、社会的、経済的、健康面、または育児などに関して深刻な問題を数多く抱える家庭の数は、イングランド全土で約 4 万～5 万世帯である。また、今後、これらの問題を抱える可能性が非常に高いと考えられる世帯の数は、約 7 万世帯である。二つのグループを合わせた合計は、11 万～12 万世帯であり、それら家庭の構成人数の合計は、イングランドの人口の 1%に満たない。しかし、数が少ないとは言え、こうした家庭及び彼らが近隣地区にもたらす問題への対処で、公共サービスには多大な負担が掛かっており、中には、20 人もの福祉分野の専門家が単一の家庭の支援に携わっている例もある（これら専門家は、ソーシャルワーカーまたはカウンセラーなどであり、公的組織またはボランティア組織の職員である）。これらの家庭への対応のため行政側に発生する経費は、一家庭あたり年間 25 万～35 万ポンドに上るケースもあり、イングランド全体では同 40 億ポンドにも上っている。

「コミュニティ予算」を実施する各地域は、公共サービス提供における経費削減、地域の公共サービスの見直しと改革、より効果的な新しい方法を使った問題家庭の支援に関して、ボランティア部門または民間部門の専門家のサポートを受けることができる。また、イングランド 9 地方内の各 1 ヶ所の自治体に「情報提供センター」が設置され、様々な問題を抱える家庭への対処について、同地方内の自治体に、実用的なアドバイスとサポートを提供する¹。

クレグ副首相はまた、上記の発表と同時に、イングランド内の 4 地域で、問題のある家庭への対処に目的を限定しない「コミュニティ予算」を試験的に実施することも明らかにした。対象 4 地域のうち 2 ヶ所には、市や区などを更に細分化した、より狭い範囲の地域が選ばれる見込みである。いずれの地域でも、地域に投入される全ての公共支出をプールし、自治体と住民が共同で、その用途を決定する。それによって、地域住民に対し、地域の公共サービスに関するより大きなコントロール権を与えることになる。コミュニティ・地方自治省は、4 地域で実施されるこのスキームを、「地域単一予算パイロット計画 (single budget pilots)」と呼んでいる。同省は、今年の夏の終わりまでに、同計画の詳細について説明した文書を発行する予定である。

【地域主義に関する下院の特別委員会報告書】英国

背景

¹ イングランド 9 地方とは、ノース・イースト、ノース・ウェスト、ヨークシャー・アンド・ハンパー、イースト・ミッドランズ、ウェスト・ミッドランズ、イースト、ロンドン、サウス・イースト、サウス・ウェストである。労働党政権下では、9 つの地方ごとに、政府地域事務所 (Government Offices) 及び地域開発公社 (Regional Development Agencies) が設置されていた。

英国の国会には、国会議員で構成され、特定の分野、問題について調査、検討する特別委員会 (select committees) が設置されている。政府の省についても、1979 年以降、下院議員で構成され、各省の支出、政策執行業務、管理体制について監視、調査を行う特別委員会が、省ごとに設置されている。

コミュニティ・地方自治省及び同省の関連組織をカバーする「コミュニティ・地方自治省特別委員会」は、下院議員 11 人で構成されている。委員の政党別構成は、他の省の特別委員会と同様、下院における獲得議席数に応じて配分される。同委員会の現在の議長は、労働党のクライブ・ベッツ下院議員が務めている。特別委員会の任期は、国会会期の開始から終了までである。現在の国会会期は、2010 年 5 月に開始され、2015 年春に終了する見込みである。

コミュニティ・地方自治省特別委員会の前身は、2005 年 7 月、当時イングランドの地方自治の管轄省であった副首相府 (Office of the Deputy Prime Minister) の特別委員会として設置された「副首相府特別委員会」である。副首相府は、2006 年 5 月の内閣改造と同時に廃止され、新たにコミュニティ・地方自治省が設置された。副首相府特別委員会の名称を「コミュニティ・地方自治省特別委員会」へ変更するための動議は、2006 年 6 月、下院で可決された。

地域主義に関する調査

2010 年 7 月、コミュニティ・地方自治省特別委員会は、地域主義 (localism) の実践と地域コミュニティへの権限委譲という連立政権の方針について調査を行うことを決定した。政府は、2010 年 12 月、公共サービス提供における地域コミュニティへの権限委譲を主な内容とする「地域主義法案 (Localism Bill)」を下院に提出しており、同法案は現在、国会で審議中である。

同委員会は、2010 年 11 月から 2011 年 2 月まで、地方自治体のリーダー、中央政府の大臣、独立の専門家などから意見を聴取した。この調査と同時に、別の下院の特別委員会である「政治・行政機構改革特別委員会」は、中央政府と地方自治体の関係を法律で明文化するとの案に関する調査を実施した。これら二つの調査では、情報が共有され、一方の調査で収集された情報が、もう一方の調査でも利用された。

調査報告書

コミュニティ・地方自治省特別委員会は 2011 年 6 月、上記調査の結果報告書を発表した。これは、同委員会による今年 3 つ目の報告書であるため、「第三報告書 - 地域主義 (Third Report - Localism)」と題されている。

報告書は、「地域主義の実践という政府の方針は、全ての省から等しく支持されているわけではなく、また、それぞれの省が、政策執行に地域主義の方針をどの程度、取り入れているかは、省によってまちまちである」と指摘している。報告書は更に、「政府は、地域主義が実践された社会の未来像について、説得力のあるビジョンを打ち出していない」と指摘した。

クライブ・ベッツ・コミュニティ・地方自治省特別委員会委員長は、報告書の発表にあたり、次のようにコメントした。

「中央政府は、どのような形の地域主義を追求したいのかを明確にすべきである。現在のところ、多くの人々が合意している地域主義の定義はない。こうした定義は、もし存在していれば、例えば、地方自治体の将来の役割を理解する助けになるであろうと考えられる。今は、中央政府の殆どの省が、自らの目的に合致した「地域主義」の定義を適用しているというのが現状であり、また一部の重要な政策分野においては、その他の分野と比較して、中央集権的体制が残っていることが顕著である」

報告書に掲げられた調査の結論及び提案は下記の通りである。

1. コミュニティ・地方自治省特別委員会は、地域主義及び地域コミュニティへの権限委譲を推進する中央政府の方針を歓迎する。我々は、「イングランドでは現在、公共サービス提供に関する権限が過度に中央集権化されている」、「全ての地域コミュニティは、地域で起きることに関して、既に可能になっているよりも遥かに多くの影響力を持つべきである」という中央政府の考えに同意する。また、「中央政府はこれまで、地方自治体の業務に過度に干渉していた」、「地域の公共サービス提供者は、地域住民に対して十分に説明責任を果たしていない」という政府の考えにも同意する。
2. 地域主義及び地域コミュニティへの権限委譲に関して政府がこれまで行ってきた説明は、非常に曖昧であり、これらの政策の最終的な目的について、明確なイメージを描くことが困難になっている。また、地域主義及び地域コミュニティへの権限委譲の実行における最終的な責任の所在も不明確である。
3. 一部の行政分野は、地域コミュニティへの権限委譲を実行する必要がないと見なされているかのように感じられる。我々は、政府が、地方自治体及びその他の利害関係者を対象に、地域主義の実践によって何を望むかに関する公式の意見集約作業を実施することを提案する。
4. 我々は、地方分権担当閣外大臣 (Minister for Decentralisation) の任命を歓迎する²。地方分権

² 2010年5月の総選挙で誕生した連立政権は、選挙後間もなく、地方分権担当閣外大臣のポストを新設し、グレッ

担当閣外大臣は、今後、政府各省に地域コミュニティへの権限委譲を奨励し、それを実行させることにおいて、これまで達成したよりも、より明らかな形で成果を出さなければならない。これに成功できれば、コミュニティ・地方自治省内における地方分権担当閣外大臣の役割、立場は、肯定的に捉えられるものと思われる。

5. 政府は、地域コミュニティへの権限委譲によって中長期的に公共部門の経費削減を達成できると安易に仮定しない方がよい。地域主義の実践は、国の財政がいかなる状況にあろうとも、追求すべき目標である。しかし、政府は、例え十分な資金がなくても、地域コミュニティへの権限委譲に向けた根本的な改革を実現する方法について、現実的な見方をする必要がある。
6. 地域主義の実践という政府の方針が信頼できるものになるためには、政府は、自治体業務への干渉を控えるべきである。しかし、干渉を控えるべきなのは、政府だけではない。地域主義に基づいた地域行政及び公共サービス提供のシステム構築を支援するため、政府の省、そして国会も、従来の組織文化及び慣行を変える必要がある。
7. コミュニティ・地方自治省特別委員会は、高齢者ケア及び児童福祉など、社会的弱者の保護を担う公共サービスに関して、最低限満たすべき全国で統一の基準を何らかの形で設定するとの案に賛成である。我々は、そのような基準が、地方自治体との協議の上で策定されることを提案する。その目的は、中央政府がそれら基準の策定に及ぼす影響を、地域主義に基づいた制度にとって適切なレベルに留め、政府が自治体業務に過度に干渉する状況を再び生み出さないためである。
8. 地方自治体に対する中央政府の態度は首尾一貫しておらず、地域主義における自治体の役割は不明確である。
9. 地方自治体が、「包括的権限 (general power of competence)」を獲得することによって、「住民の福利追求の権限 (well-being power)」によって既に得ていた役割をどのような形で拡大させることができるのかについて、政府及び地方自治体協議会 (LGA) は、具体的な例を挙げて示すべきである³。
10. 地方自治体の自主財源の強化は、地域主義の重要な基盤である。政府が地域コミュニティへの広範な権限委譲を真に望むのであれば、現在実施している地方財政に関する見直し作業の中で、地方財政制度のより抜本的な改革案を検討することが期待される。

グ・クラーク下院議員を初代大臣に任命した。

³ 「地域主義法案」は、地方自治体に対し、法律で禁止されていない如何なる施策をも実行できる法的権限として、「包括的権限」を付与することを提案している。「2000年地方自治法 (Local Government Act 2000)」は、自治体に対し、住民の経済的、社会的、環境的福利 (well-being) の追求のため、自治体が有効と考えるあらゆるサービスを一定の制限の下で実施する権限を付与していたが、「包括的権限」は、これに代わるものとなる。

11. 政府が現在策定中の公共サービス改革白書に、下記の事項に関する内容を盛り込むよう提案する⁴。

- ・地方自治体の役割
- ・地域の住民グループの活動範囲拡大のために行うことができる実際的な支援
- ・自治体による外部組織への公共サービス委託プロセスの改革
- ・公共サービス提供組織及び地域にとって重要な価値を持つ資産の管理を担う地域住民グループ等が、地域に対する説明責任を果たすための仕組み
- ・地域コミュニティへの権限委譲の試みが失敗した場合の対処方法

【クロスレール建設費用調達で GLA が地方債を発行】英国

背景

クロスレール(Crossrail)とは、ロンドンを東西に横断すべく建設中の新しい鉄道である。西方面の始発駅はバークシャー州メイデンヘッド駅で、ロンドン中心部を抜けて二手に分かれ、東側はエセックス県シェンフィールド駅及びロンドン南東部アビー・ウッド駅が終点となる。西側にはヒースロー空港行きの支線も建設される。

クロスレールの現在の建設費見込みは148億ポンドであり、開通予定は2018年である。当初は2017年の開通を目指していたが、1年延期された。クロスレール建設に関する責任は、当初は中央政府の運輸省にあったが、「2008年クロスレール法(Crossrail Act 2008)」の施行により、ロンドン交通局(TfL)に移管された。

クロスレール建設案は、戦後間もない1948年、政府が任命した交通計画の専門家で構成される委員会によって最初に提案され、その後、1974年にも提案が行われた。更に、保守党政権下の1991年、クロスレールの建設を提案する議員提出法案(Private Member's Bill)が議会に提出された⁵。しかし、当時の英国は不況下にあり、膨大な建設費を要する鉄道建設計画は十分な賛同を得られず、下院で否決された。

その後続いた労働党政権は、クロスレール建設計画に前向きな姿勢を示し、2007年に発表した「2007年支出見直し(Spending Review 2007)」で、計画を最終的に承認した。2010年5月の総選挙で、保守党と自由民主党の連立政権が誕生した際は、コストを理由にクロスレール建設計画が廃棄されるとの憶測もあった。しかし、連立政権は、2010年10月に発表した「2010年支出見直し」で、計画を続行する方針を明らかにした。

⁴ 公共サービス改革白書は、コミュニティ・地方自治省特別委員会による地域主義に関する報告書が発表された約1ヶ月の2011年7月11日に発表された。

⁵ 政府ではなく、議員個人が議会に提出する法案を「議員提出法案(private member's bill)」と呼ぶ。

クロスレールについては、巨額の工費を要するばかりでなく、建設のためロンドン中心部の商業施設が取り壊されるなどしている。また路線の決定について不服があったロンドン内の地方自治体が、運輸省に代替案を提案したこともあった。これらの理由から、クロスレール建設は、英政府による過去数十年で最も議論を呼んでいる政策の一つであると言える。

クロスレール債の発行

クロスレールの建設費のうち、グレーター・ロンドン・オーソリティ(GLA)の負担分は、全体の25%弱にあたる35億ポンドである。残りは、26%をロンドン交通局が、中央政府及びその他の機関(シティ・オブ・ロンドンの行政機関であるシティ・コーポレーションなど)が49%を負担する。GLAは、35億ポンドを借入によって調達し、「追加的ビジネスレイト(BRS)」の税収によって返済する。

「ビジネスレイト」とは、事業用資産に対して、当該資産の評価額に応じて課される税金である。「追加的ビジネスレイト」とは、特定の地域経済活性化プロジェクトへの資金調達を目的として、地域の企業に対し、通常のビジネスレイトに追加して課される租税である。ビジネスレイト及び追加的ビジネスレイトのいずれについても、一定の評価額以下の事業用資産に対しては、減免措置が適用されている。

GLAは既に、35億ポンドのうちの約8億ポンドを、「公共事業資金貸付協会(Public Works Loan Board)」から借り入れている。「公共事業資金貸付協会」は、地方自治体への融資を行う機関であり、2002年より、財務省の執行機関である「英国債務管理局(UK Debt Management Office)」に統合されている。GLAは、2011会計年度中に、残りの約28億ポンドのうち、7億ポンドを調達する必要がある。しかし、政府が昨年10月、「公共事業資金貸付協会」を通じた借入の利子を1%、引き上げたことを受け、GLAは、地方債の発行によって資金を調達することを決定した。

ボリス・ジョンソン・ロンドン市長が2011年7月上旬に発表したところによると、「ロイズ銀行法人マーケット(Lloyds Bank Corporate Markets)」がこのほど、GLAの委託で、6億ポンド分の地方債を発行した⁶。GLAによると、6億ポンド分の地方債の発行によってGLAに発生する返済額は、「公共事業資金貸付協会」から同額の借入を行った場合よりも、0.17%低くなる。今後の借入も、地方債の発行によって行い、従来の方法より返済を少なくとも0.17%、低く抑えることができれば、クロスレール建設費負担金の借入によって発生する返済の総額は、「公共事業資金貸付協会」を利用した場合より、総額で6500万ポンド低くなると試算される。

GLAはこれまで、クロスレール建設資金の調達を目的とした追加的ビジネスレイトの徴

⁶ ロイズ銀行法人マーケットとは、ロイズ銀行グループの法人サービス部門である。

収を、2035 年まで継続する計画であった。しかし、地方債を発行することにより、従来の方法より返済額を低く抑えられる可能性が期待できることになったため、GLA は、追加的ビジネスレイトの課税期間の短縮及び借入の早期返済という選択肢を得ることになった。

上記で述べた 6500 万ポンドという額は、「アウター・ロンドン」と呼ばれるロンドンの外縁部の地域における追加的ビジネスレイトの年間徴収額と同額である。アウター・ロンドンにおける追加的ビジネスレイトの一事業資産あたりの平均課税額は、年間 4000 ポンドである。

インフラ施設建設費用調達を含めた如何なる目的のためであれ、地方自治体が地方債を発行するのは、今回が 17 年ぶりである。これ以前に、最後に地方自治体が地方債を発行したのは 1994 年であり、イングランド中部レスター市及び同北西部サルフォード市が、住宅及びインフラ施設建設費用調達を目的として、地方債を発行した。また、地方自治体ではないが、ロンドン交通局は 2006 年、ロンドン地下鉄の修復費用調達のため、2 億ポンド分の債券を発行している。GLA は今後も、インフラ施設建設費用の調達に地方債を利用したい意向である。

【ベルリンの首都移転決定から 20 年後のボンの状況】ドイツ

1991 年 6 月 20 日にボンで開催された連邦議会 (Bundestag) で、首都をベルリンに移すか、あるいは連邦政府の機能をボンに留めるかについて採択が行なわれた。議会だけでなく、社会全体でも激しく議論された課題であり、大政党 (キリスト教民主同盟 CDU、社会民主党 SPD) を分裂させ、西対東、カトリック教地域対プロテスタント教地域など、ドイツ全国で様々な対立が浮き彫りにされた。「首都ベルリン」の応援団は、統一ドイツが新憲法を規定するまでの暫定的な憲法として規定された西ドイツの「基本法」に、「ベルリンはドイツの首都である」と規定されていることを強調し、ボンは、あくまで暫定的な首都でしかないことをアピールした。しかし、40 年間、西ドイツの民主主義がボンで発展し、この伝統を維持することにも意味があるという主張もあり、「首都ボン」の応援者も少なくなかった。また、ベルリンへの首都移転から生じるコストの問題、そしてボンから住民と納税者の転出に伴う損失も大きな負担となることも明らかであった。首都移転についての議案は、連邦議会、連邦政府と連邦参議院はベルリンへ移動させるが、連邦省庁はベルリンとボンに分散し、さらに、ボンには経済的な損失を補填する特別支援をするという内容であった。

結果は、338 票対 320 票で可決され、連邦機能の移転についての基本的な決議がなされた。1994 年の「ベルリン・ボン法」の中で、2 都市の間の役割分担の詳細が決定された。連邦省は両市に建物を持ち、連邦省の職員が分離されることとなり、また、ボンと周辺地

域には、1995年から2004年までの間、14億ユーロの補助金が支給されることとなった。支援策として、ケルン・ボン空港を高速鉄道網に接続すること、国連の機関や研究機関をボンに誘致することなどが取り込まれた。移転費用とは別に、ベルリンにも約7億ユーロの補助金が約束された。この措置に基づいて、ベルリンは、新しい首都機能を果たすための建物や施設を受け入れることができ、ボンは、再出発を目指していた。

ベルリン・ボン法の規定に基づき、連邦省のうち、6省はボンに本部を置き、ベルリンには支省を持ち、8省はその逆の方式を採用している。ボンには現在でも約9,000人の連邦政府職員が生活しており、また、他の都市からボンへ移った連邦会計検査院、連邦カルテル庁を始め、全国組織を数多く有在している。

連邦議会、連邦参議院と連邦大統領のベルリンへの引越しは、1999年以降順次行われたが、1994年からボンは、企業本部や国際組織を歓迎した。もともと国営企業だったドイツ・ポストとドイツ・テレコムの本部をボンに置くことは、ベルリン・ボン法で決定されていた。

連邦議会が利用した建物と周辺のオフィスビルは、国連のキャンパスとなっている。現在では、国連気候変動枠組条約事務局を始め、18の国連機関が入っており、約850人の国連職員がボンで生活している。また、国際支援等を目的とする機関やその他の調査・研究機関もボンに移っている。地方自治体関連では、「ICLEI 持続可能性をめざす自治体協議会」の世界本部が2009年にカナダのトロントからボンに移った。ボンには、約2万8,000人の学生及び約4,000人の教授や研究者がおり、学問だけでなく、経済的、文化的な面においても大きな影響を与えている。

ボンは現在、人口32万人であり、20年前と比べて、約2万人増加しており、引き続き、都市計画に基き開発を必要としている。1994年から2009年までに市長を務めたベルベル・ディークマン女史は、ボンの発展に多大な貢献をしたと高く評価されている。ただ、国際会議用の大規模会議施設の建設に関しては、事業の執行や資金使途について、一部批判の声も聞かれる。

また、ボンの地区の社会的構造も変化した。南部のバド・ゴードスベルク地区は、かつて駐在外交官の住宅地として有名であったが、各国大使館とその職員がベルリンに移動した結果、地元では失業が増え、地域のイメージが下がっている。

結果的にボンは首都機能の一部移転に伴う損失をうまく乗り越えることができたが、全ての連邦省庁をベルリンに移転するという要求が幾度なく出てきている。確かに600キロ離れている場所に組織が分かれていることで、建物の維持費や職員の旅費も発生するが、この状況を変えるためには、1994年の「ベルリン・ボン法」の改正が必要である。

参照

Die Zeit, 16.6.2011, 'Was aus Bonn geworden ist';

<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2011-06/umzug-regierung-bonn-berlin>

Abstimmungsresultate der Bundestagsentscheidung vom 20.6.2011,

http://www.luise-berlin.de/stadtentwicklung/texte/5_29_hauptentbu.htm

Konrad-Adenauer-Stiftung, 'Der Bonn/Berlin-Beschluss vom 20.6.2011';

<http://www.kas.de/wf/de/71.10366/>

Der Tagesspiegel, 4.1.2009, 'Als der Kanzler nach Berlin zog';

<http://www.tagesspiegel.de/berlin/als-der-kanzler-nach-berlin-zog/1408948.html>

【地方における人口減少対策：生活の質確保をテーマとした取り組み】ドイツ

連邦交通建築都市開発省は、都市計画やその他の計画関連についての最高調整機関である。具体的な計画策定業務は、基本的には地方自治体の責任であり、基本である土地利用計画と建築計画制度は全国で共通している。基礎自治体を超える広域的単位の都市計画・地域計画制度は、州によって、その責務を負う組織の形態が様々であり、制度的な違いが存在するにしても、計画制度そのものは明確である。連邦省は、都市再生や都市環境の改善について、地方自治体及び地域住民が、人口減少にいかに取り組みかについて、様々な調査・研究を行うほか、具体的な事業を実施している。

1996年からは、連邦省は、「MORO Modellvorhaben der Raumordnung 地域計画におけるモデル事業」という枠組み事業を推進している。先進的な取り組みとして、MORO 枠組みの下では、様々なモデル事業や成功例を見出すためのコンペが含まれている。

地方のインフラ及びサービスを改善する分野には、「人口変動：地域は将来を自ら作り上げる」という2007年から2011年までの大型モデル事業（月例報告2009年7月参照）や、小型事業を対象に実施されたコンペ「Menschen und Erfolge: Aktiv für ländliche Infrastruktur 人と成功：地方のインフラに貢献する先進事例」等が含まれていた。コンペは、2011年7月末に終了し、人口密度の低い非都市圏に住んでいる人々の生活の質を高めることを目的とした多様な規模の小さいな取り組みを広く募集し、様々な分野に焦点をあてた。コンペ全体の目的は以下の通りである。

- ・事業を実施する市民の継続的な努力を評価すること
- ・市民の創造力を活用し、先進的で革新的なアイデアを支援・広報すること
- ・人口密度の低い非都市圏を強化するために、地元で持続可能な取り組みができるように支援すること
- ・ネットワーク作り

コンペは、人々の生活のあらゆる面をカバーする4つの分野に分かれていた。

① 持続可能なサービスを確保する(交通、エネルギー、上下水の他、教育、医療、社会福祉を含む)

人口密度の低い地方における生活の質を確保するため、近代的な通信制度へのアクセス、効率的かつ環境に被害を与えないエネルギー供給、自動車だけに依存することを避ける公共交通制度、質のよい教育または児童育児サービスの存在、医療サービスへのアクセス、安心して老後が過ごせる住まいも重要である。サービスを受けるための移動距離、低い人口密度、サービスへの高まる期待、コスト削減などは、非都市圏に住んでいる人々は、新たなサービス形態を必要としている。

② 革新的なビジネス活動を支援するためのインフラ作り

非都市圏の将来は、経済発展にかかっている。その一環として、民間企業のサービスへのアクセスや質の確保があり、または観光業、農業及び伝統工芸・工業における、状況にあわせた近代的な取り組みを普及させることも課題である。利用されなくなった農業用建物の再利用、地方の労働市場に参加できるための適切な研修・教育の提供も挙げられている。

③ 地方におけるコミュニティ生活を改善する

小規模な市町村では、住民の思いやり精神や活発な協働生活を持ち、大都会の無関心な個人中心の姿勢と比べ、その暖かさを誇りに思っているところが少なくない。しかし、助け合うコミュニティ精神を保ち、普及させるためには、基本的な施設が必要である。スポーツ施設、文化施設やドイツ人が好む様々な市民団体(フェライン)の活動ができる場所である。また、社会的なネットワークや人々のコミュニケーションを支援し、情報交換を促す必要もある。地方の社会においても、個人が直面している課題を乗り越えるための援助サービス、外国人や精神・身体障害者を含むすべての住民が社会参加できる支援、世代間の交流を可能とするなどの取り組みも欠かせない。必要があれば、共同住宅や新たな生活形態を導入することも、人口変動に対応する解決策の一つである。

④ 地方の文化及び歴史的遺産を強化する

その地方の伝統的な農業の営みや建築方法により、長い時間をかけて出来上がった農村風景は、地方のアイデンティティーの基本である。この文化的遺産は、地方に生活している人々のためだけでなく、それぞれの地域に適している観光振興にとっても重要である。また、自然資源を保存し、何百年かけて発達した集落を存続させるためには、使わなくなった建物や土地を再利用することが最善の策である。

全国から 500 件以上の事業がコンペに登録し、ウェブ・ページで紹介されたことで、非都市圏での取り組みの事例集となっている。事業の提出は、個人・家庭から、市民運動・市民団体(フェライン)、企業・地方連盟、そして地方自治体まで可能であり、3 分の1以上の事業は、市民運動・団体から提出された。コンペそのものは連邦交通建築都市開発省により実施されたが、ドイツ郡会議やドイツ市町村連盟は共催者となり、審査委員会にも参加した。

多数の事例から、15 事業が受賞し(そのうち三つの分野では似通った事業が2つずつ選ばれた)、6 事業は特別推薦を受けた。受賞事業のうち、5つの事例を以下に紹介する。

持続可能なサービスを確保するカテゴリ①では、将来的に医療サービスを確保するためのヘルスフェルト・ローテンブルク郡(ヘッセン州)の「家庭医アカデミー」ネットワークの取り組みが受賞した。ヘルスフェルト・ローテンブルク郡は、ヘッセン州の東方にあり、比較的小規模な市町村から構成され、郡行政所在地であるバト・ヘルスフェルト市は、人口 3 万人で最大である。郡内の 20 市町村のうち、4つは市であり(ベブラ市およびローテンブルク・フルダ市は両方人口 1 万 300 人、ヘッリンゲン市は 7,500 人)、その他の町村は 1500 人と 5,500 人の間である。全体の人口は 12 万 2,000 人である。郡にとっては、人口減少対策は最も重要な政策課題であるが、増加を目指した政策を追求している訳ではない。すべての政策分野に人口減少の事実を反映すると同時に、「将来担当職員」があらゆる政策を調整している。近いうちに、個人医院による基本的な医療サービスの提供が危なくなることに気づいていた。現在は、郡内には基本的な医療を提供する一般開業医(家庭医)が 92 医院あり、今後 3 年間で引退する医者が数人いるが、医院を引き継ぐ後継者がいない。市民にとって重要である一般医療を受けることができるように、郡は、若い医者が適切な教育を受け、開業医としての知識を得て、地方で開業するインセンティブも含め、医療確保のための戦略的なネットワークを構築した。郡病院、ヘッセン州医者連盟、複数の開業医と組んで、現在教育中の医者に様々な支援ができるような体制をとっている。ウェブサイトを通じた情報提供以外にも、個人に必要な支援も可能である。例えば、家庭をもっている女性医のためには、育児支援やパート・タイムの可能性も挙げている。取り組みは始まったばかりなので、その効果はまだはっきりしないが、モデル的な事業であり、他の郡に普及することが期待されている。

革新的なビジネス活動を支援するためのインフラ作りカテゴリ②においては、地方の高速インターネット接続の事業が受賞した。地方において、人口が少ないため、企業によるサービス提供が進んでいない。しかし、ドイツの地方では、この問題を解消するための様々な解決策がすでに存在している。この先端事例としては、テューリンゲン州のウンストルート・ハイニヒ郡の市民団体によるブロードバンド提供の取り組みを挙げている。市民団体「Landnetz e.V. 地方ネット協会」は、会員の会費を財源とし、ワイヤレス・ブロード

バンドの接続を住民、企業、公共団体に提供している。ある集落で十分な数の住民が会員となった場合には、設備を取り付けることとなる。利用者は、月々の会費のほかに、自分が使うコンピューターを負担することとなるが、他地域の市場のプロバイダーの値段とそれほど変わらない。公的資金を使わずに市民によるサービス提供が実施できたことが特に注目を集めた。市民団体「地方ネット協会」は 2005 年に設立され、現在では、郡内には高速インターネットに接続できない地区がほとんど残っていない。

地方におけるコミュニティ生活を改善するカテゴリ③においては、地元のプールの改善・運営を引き受けた市民団体が受賞した。ツォルゲ集落は、ニーダーザクセン州にあるワルケンリート市町村小連合(人口 4,600 人)に属し、その地域は森林地帯で、優れた空気質は有名である。ツォルゲのプールは、1935 年に作られ、住民に親しまれてきた。しかし、市町村財政の圧迫により、公的な運営が難しくなり、閉鎖に追い込まれた。住民は、自分の生活に欠かせないプールを維持するための市民団体を作り、資金集めのために活動し、企業などからの寄付、市民団体の会員による 5 万時間の労働により、プール施設を改善し、2010 年に 75 周年を迎えることとなった。地元の人々及びその地域を訪れている人の憩いの場となっている。

地方の文化及び歴史的遺産を強化するカテゴリ④では、ノルトライン・ヴェストファーレン州の北東部に位置するヒッデンハウゼン町(人口 2 万人)が受賞団体となった。ヒッデンハウゼン町では、町内にある中古の家を郊外の新設の家に優先するための補助制度を導入し、現存の建物の再利用を促すと同時に、町への若い家族の誘致に成功した。新築の費用が明確であるが、中古の建物を修理するは、コストが最初から明らかでないことが多いため、中古の建物を避けるケースが多い。結果として、町内にある家庭用住宅の売買が困難で、放棄された家も目立つようになった。補助の対象は、25 年以上前に建築された住宅であり、建物の現状検査及び修理費用の見積りのため、1,500 ユーロの補助金が支給され、引き続き 6 年間にわたって、併せて 6,000 ユーロを受けることができる。申請者に対する条件はないが、基本補助の 600 ユーロのほかに子供一人当たり年間 300 ユーロが追加される。この制度は 2007 年に開始され、現在では 170 家庭がその補助を受けている。町としては、2011 年度の予算措置は 14 万ユーロ、2012 年度は 17 万ユーロであり、状況が許す限り、事業を継続させる意向である。効果として、2010 年から町への転入者数が、転出者数を上回っている。

推薦を受けた事業としては、ブランデンブルク州のウッカマルク郡における移動歯科医の取り組みである。人口密度が低いウッカマルク郡において、住民が遠くまで歯医者に見てもらうために出かける必要をなくすために、歯科医が定期的に指定された場所で患者を見ている。小型トラックに必要な医療道具を指定の医院に運んできて、開業する。予防と治療にあわせ、患者の社会的参加も促している。現在では、半径的 30 キロ周辺で活動し、全郡はカバーされていないが、個人の努力がこの仕組みの源となっている。

また、コンペの受賞式が行われた6月29・30日にベルリンで開催された連邦交通建築都市開発省主催の「全国人口変動会議」は、4つの指定地域において大型モデル事業「人口変動：地域は将来を自ら作り上げる」の終了点でもあり、そこから得られた知識・経験に基づいて、取り組みを拡大する作業が始まった。インフラを変化した状況に適合させるための「地域におけるライフライン・サービスのためのマスタープラン」という取り組みが、特に効果的であることが証明されたため、普及を目指すこととなった。156の広域自治体(郡)や広域連合などが、ライフライン・サービスのためのマスタープラン策定の指針を提出し、そのうち50件が選定され、マスタープラン策定のための戦略計画を作成に向けて4,000ユーロが補助される。50件の戦略計画が再度審査を受け、そのうち30件が実際のマスタープラン策定のために補助を受ける予定となっている。2段階に分かれたコンペ方式である。上下水サービス、電気・熱供給のような技術的なサービス、または教育、医療、高齢者支援・介護サービス等を対象とした包括的マスタープランの策定は、議会と行政、多くの地元住民、サービス提供団体など非常に多様な機関や人が参加する推論的な作業である。「地域におけるライフライン・サービスのためのマスタープラン」を普及させる事業は2011年から2014年まで実施される予定であり、650万ユーロの予算が準備されている。選定された30件の地方自治体は、6万から18万ユーロまでの補助を受けられる。マスタープラン策定後、個別事業実施のために連邦省からの予算措置が期待されている。

参照

Competition website of the Federal Ministry of Transport, Building and Urban Development, <http://www.menschenunderfolge.de/>

Info on Demographic Change Conference 29 and 30 June 2011,

http://www.region-schafft-zukunft.de/nn_252844/DE/Kongress2011/kongress.html

News from Hersfeld-Rotenburg on nh24: ‘Landkreis erfolgreich mit Hausarzt Akademie’

<http://www.nh24.de/index.php/politik-und-wirtschaft/21-allgemeines-aus-der-politik-und-wirtschaft/46969-hersfeld-rotenburg-kreis-erfolgreich-mit-hausarzt-akademie>

Landkreis Regen, Pressemitteilung ‘Aktionsprogramm Daseinsvorsorge’

<http://www.landkreis-regen.de/komxpress/orgdata.asp?OrgID=%7BF5F3D2B7-49AF-4493-B0AF-94E58DB5899F%7D>

Regionalverband Südniedersachsen, Pressemitteilung 24.6.2011 ‘Aktionsprogramm Daseinsvorsorge: Regionalverband eine Runde weiter’

http://regionalverband.de/pressemitteilung_86